

職員の退職手当に関する条例及び新潟県特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1783号

職員の退職手当に関する条例及び新潟県特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例及び新潟県特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則（規則第6-1766号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前																					
（改正条例附則第4項の規定の適用に関する読替え等） 第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年条例第55号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第3項の規定による給料月額を受け取る職員に対する改正条例附則第4項の規定の適用については、同項中「退職の日において属する職務の級及び号給の別」とあるのは「退職の日における給料月額」とし、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第84号）第13条の規定による改正前の任期付職員条例の規定による給料月額（以下「旧給料月額」という。）は、次の表の新給料月額に対応する旧給料月額欄に定める給料月額とする。		（改正条例附則第4項の規定の適用に関する読替え等） 第3条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年条例第55号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第3項の規定による給料月額を受け取る職員に対する改正条例附則第4項の規定の適用については、同項中「退職の日において属する職務の級及び号給の別」とあるのは「退職の日における給料月額」とし、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第84号）第13条の規定による改正前の任期付職員条例の規定による給料月額（以下「旧給料月額」という。）は、次の表の新給料月額に対応する旧給料月額欄に定める給料月額とする。																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>新 給 料 月 額</th> <th>旧 給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td><u>949,000</u></td> <td>961,988</td> </tr> <tr> <td><u>1,069,000</u></td> <td>1,084,711</td> </tr> <tr> <td><u>1,175,000</u></td> <td>1,198,000</td> </tr> </tbody> </table>	新 給 料 月 額	旧 給 料 月 額	円	円	<u>949,000</u>	961,988	<u>1,069,000</u>	1,084,711	<u>1,175,000</u>	1,198,000		<table border="1"> <thead> <tr> <th>新 給 料 月 額</th> <th>旧 給 料 月 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td><u>948,000</u></td> <td>961,988</td> </tr> <tr> <td><u>1,068,000</u></td> <td>1,084,711</td> </tr> <tr> <td><u>1,174,000</u></td> <td>1,198,000</td> </tr> </tbody> </table>	新 給 料 月 額	旧 給 料 月 額	円	円	<u>948,000</u>	961,988	<u>1,068,000</u>	1,084,711	<u>1,174,000</u>	1,198,000	
新 給 料 月 額	旧 給 料 月 額																						
円	円																						
<u>949,000</u>	961,988																						
<u>1,069,000</u>	1,084,711																						
<u>1,175,000</u>	1,198,000																						
新 給 料 月 額	旧 給 料 月 額																						
円	円																						
<u>948,000</u>	961,988																						
<u>1,068,000</u>	1,084,711																						
<u>1,174,000</u>	1,198,000																						

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の退職手当に関する条例及び新潟県特別職の職員の退職手当支給条例の一部を改正する条例の施行に伴う経過措置に関する規則の規定は、平成27年4月1日から適用する。